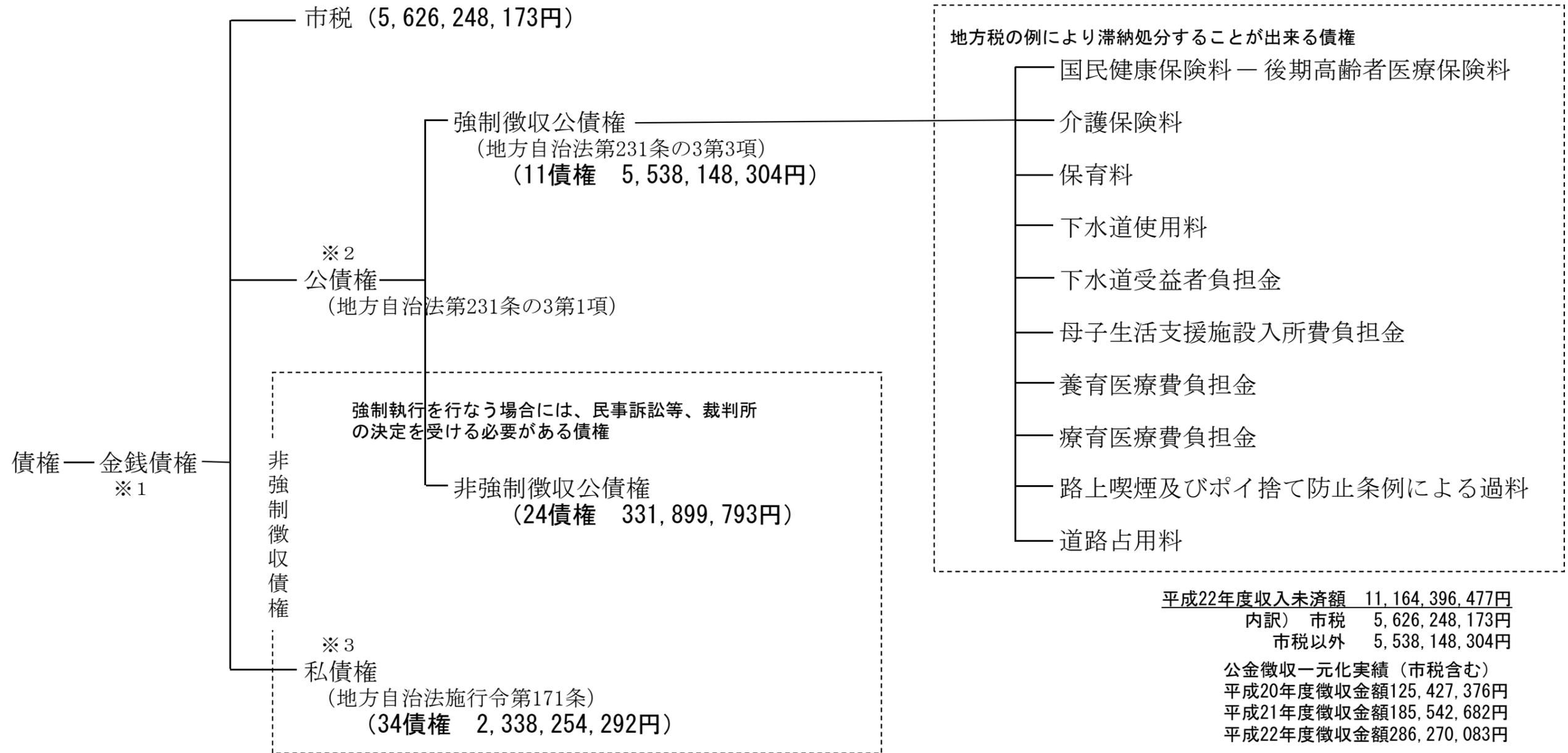


船橋市の債権管理について

主催：内閣府・公共サービス改革推進室
日時：平成23年11月28日
場所：永田町合同庁舎1階第1共用会議室

船橋市税務部債権管理課
課長 永嶋正裕

船橋市の債権について (平成22年度収入未済額)



※1 自治体が保有する金銭の給付を目的とする権利
(地方自治法第240条第1項)
(小学校給食費と中学校牛乳代は含まれない)

※2 公法上の原因に基づいて発生する債権

※3 私法上の原因に基づいて発生する債権

○ 公金徴収一元化の徴収実績

年 度	区 分	移管人数	差 押	執行停止	徴収金額	徴収率
		移管金額				
平成20年度	公金計	660 人	335 件	65 件	65,290,934 円	29.94%
		229,921,212 円				
	市 税	180,493,527 円		11,236,847 円	60,136,442 円	33.46%
	計	410,414,739 円		38,116,665 円	125,427,376 円	31.53%
平成21年度	公金計	1,221 人	331 件	111 件	88,816,133 円	27.12%
		328,397,578 円				
	市 税	290,887,862 円	11,616,700 円	17,776,851 円	96,726,549 円	33.38%
	計	619,285,440 円	27,812,509 円	36,216,739 円	185,542,682 円	30.06%
平成22年度	公金計	1,375 人	358 件	48 件	115,717,962 円	28.51%
		407,463,508 円				
	市 税	305,033,127 円	25,524,247 円	10,392,328 円	170,552,121 円	56.15%
	計	712,496,635 円	42,082,817 円	21,243,082 円	286,270,083 円	40.34%
	合 計	1,742,196,814 円		95,576,486 円	597,240,141 円	

○ 平成22年度決算額

区 分	調定額(円)	収入済額 (円)	収入未済額(円)	件数 (件)	不納欠損額 (円)	件数 (件)
市 税	98,738,968,247	92,937,547,558	5,626,248,173	44,606	175,172,516	16,739
強制徴収公債権	35,037,708,037	29,422,511,862	5,538,148,304	72,434	1,398,344,887	217,846
非強制徴収公債権	1,213,659,100	864,946,175	331,899,793	6,899	17,379,538	867
私 債 権	15,644,425,590	13,292,118,988	2,338,254,292	14,908	14,136,399	435
合 計	150,634,760,974	136,517,124,583	13,834,550,562	138,847	1,605,033,340	235,887

1. 「船橋市債権管理条例」の制定

(1) 対象債権

地方自治法第240条で規定する金銭債権すべてを包含する条例

(2) 条例の特色

①本条例により、本市の債権の取扱いについて統一する

②公債権の延滞金徴収（14.6%）

私債権の遅延損害金徴収（5%）

③債権放棄は地方自治法第96条第1項第10号議会の議決事項であるが、本条例に債権放棄の条文を規定することにより、議会の議決を経ずに債権放棄を可能とする

(3) 施行時期

平成23年10月1日施行

ただし、延滞金の条文のみ、平成25年4月1日施行

2. 今後の債権管理について

(1) 日々の債権管理

①各課で所管する債権・債務の把握

②強制徴収公債権の滞納整理

③競売及び破産手続き開始に係る交付要求

④還付金発生による充当及び相殺

(2) 毎年度の債権管理

①債務者情報の確認及び更新

②債権・債務に関する各課ヒアリング

③民事訴訟及び支払督促の申立て

④徴収停止及び債権放棄